

島サ対乙第405号

令和4年12月23日

各所属長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要綱の制定について（通達）

島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーについては、島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要綱の制定について（平成29年4月20日島生環甲第250号ほか本部長通達）により運用しているところであるが、同通達の保存期間が本年末に満了することから、保存期間を新たに定めて、令和5年1月1日から別添のとおり実施することとしたので誤りのないようにされたい。

## 別添

### 島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー運用要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー（以下「テクニカルアドバイザー」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 運用方針

テクニカルアドバイザーの運用方針は、次のとおりとする。

- (1) 捜査員一般のサイバー犯罪捜査に係る知識の底上げに努めること。
- (2) サイバー犯罪捜査の中核を担うハイレベルの捜査員の育成に努めること。
- (3) 警察職員が最新の知識を保持するように努めること。
- (4) 犯罪捜査及び犯罪対策の観点から実務に役立つ知識を幅広く提供するように努めること。

#### 3 任務

テクニカルアドバイザーの任務は、次のとおりとする。

- (1) サイバー犯罪捜査及び対策に係る知識、技術に関する助言
- (2) サイバー犯罪捜査及び対策に関する捜査員等への講演などの実施
- (3) 最新の情報通信技術等に関する情報提供
- (4) サイバー犯罪の被害防止のための広報啓発活動に係る助言
- (5) その他警察本部長（以下「本部長」という。）の特命事項

#### 4 委嘱

- (1) 本部長は、次に掲げる全ての要件に該当し、かつ、人格、行動等について社会的信望を有する者にテクニカルアドバイザーを委嘱するものとする。

ア 情報通信企業の職員や大学教授等、情報通信技術に関し高度かつ最新の知識を有する者

イ テクニカルアドバイザーとしての業務を遂行し得るに足る体力、人格、及び教養を有し、かつ、当該業務に熱意があること。

ウ 企業等の被雇用者である場合は雇用者等からの承認を得られる者

- (2) テクニカルアドバイザーの委嘱は、生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー犯罪対策課長」という。）からの島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー推薦書（様式第1号）による推薦に基づき、委嘱状（様式第2号）により本部長が行うものとする。

#### 5 任期

テクニカルアドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 6 解嘱

- (1) 本部長は、テクニカルアドバイザーが辞意を表明したとき、又はテクニカルアドバイザーとして任務を遂行させることが適当でないと認めたときは、解嘱することができるものとする。

- (2) サイバー犯罪対策課長は、テクニカルアドバイザーに解嘱の事由が生じたときは、島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー解嘱事由報告書（様式第3号）により、速やかに本部長に報告するものとする。

## 7 運用

- (1) 所属長は、テクニカルアドバイザーの支援を受ける必要があると認めるときは、島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー派遣要請書（様式第4号）により、サイバー犯罪対策課長に依頼するものとする。
- (2) サイバー犯罪対策課長は、依頼の内容を精査して支援の必要性を判断するとともに、テクニカルアドバイザーと十分な調整を行った上で、支援内容等を決定するものとする。
- (3) サイバー犯罪対策課長は、必要に応じ、島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー派遣通知書（様式第5号）により、支援活動の日時等をテクニカルアドバイザー及び依頼先の所属長に通知するものとする。
- (4) 支援を受けた所属長は、支援活動の結果を島根県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー活動結果報告書（様式第6号）によりサイバー犯罪対策課長へ報告するものとする。

## 8 指導事項

サイバー犯罪対策課長は、テクニカルアドバイザーに対して次に掲げる事項を指導するものとする。

- (1) テクニカルアドバイザーの業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (2) テクニカルアドバイザーとしての業務中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為又は類似行為を行ってはならない。
- (3) その他テクニカルアドバイザーとしての信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならない。

## 9 謝金等

テクニカルアドバイザーに謝金の支払い及び交通費等の費用弁償をする。

## 10 担当部署

テクニカルアドバイザーに関する業務は、生活安全部サイバー犯罪対策課が行う。

別記様式 [略]